



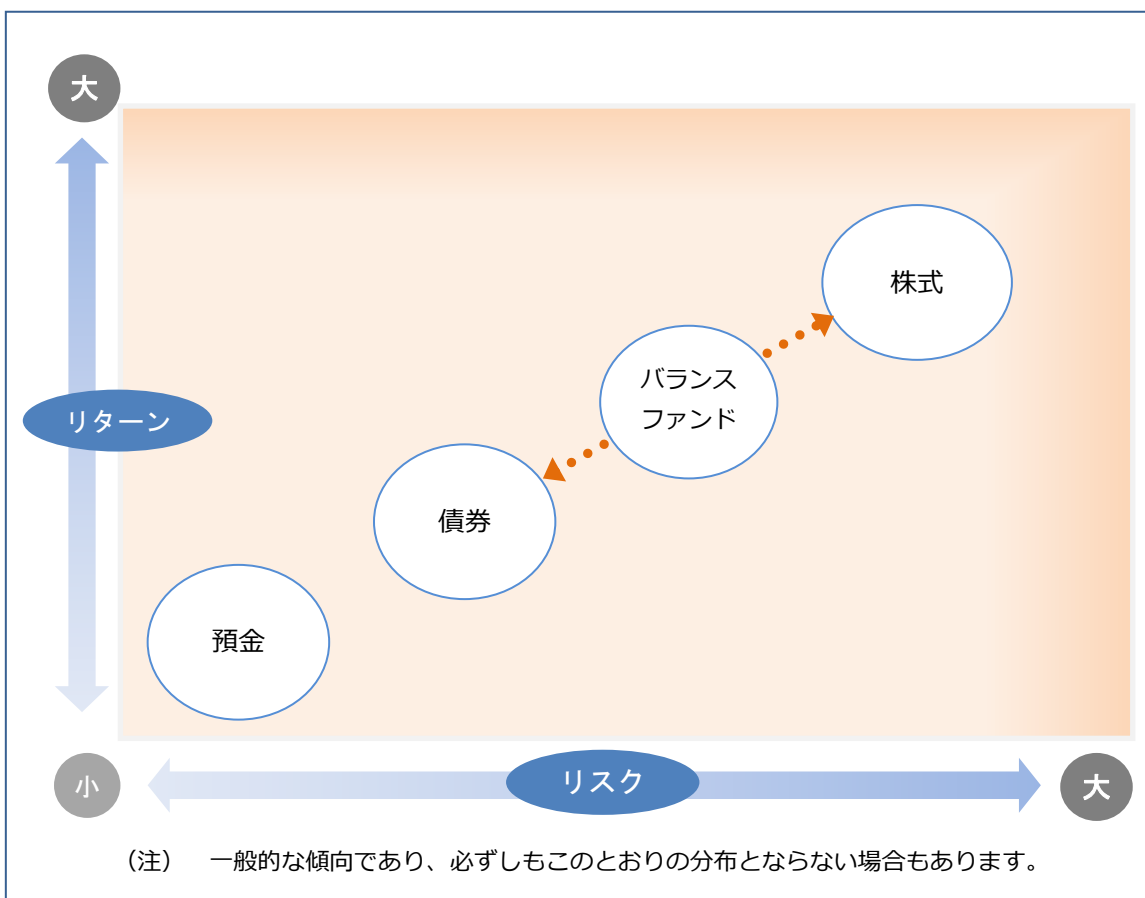
個人型確定拠出年金

秋田銀行 個人型プラン 運用商品のご案内





2018年10月作成

金融商品ごとのリターンとリスク（イメージ）



投資において、リスクとは「値動きの幅」のことをさします。
一般的に、リスクとリターンは比例する関係にあり、高いリターンが見込める資産は、その分、損失が大きくなる可能性もある一方、リスクの低い資産はリターンも低い傾向にあります。
よって、リスクの異なる資産への分散投資が、安定的な資産形成の基本といえます。

 秋田銀行 確定拠出年金担当

 018-863-1212(代)

[受付時間/銀行営業日 9:00~17:00]

確定拠出年金 運営管理機関 : 株式会社秋田銀行

〒010-8655 秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行 確定拠出年金「個人型」運用商品一覧

元本確保型以外の商品（投資信託）

(商品分類)	(商品名)	(商品提供会社)
内外株式	ひふみプラス	レオス・ キャピタルワークス
内外バランス	トレンド・アロケーション・オープン	三菱UFJ国際投信
海外債券	高金利先進国債券オープン(資産成長型) (愛称:月桂樹(資産成長型))	日興アセット マネジメント
海外株式	DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式	ニッセイアセット マネジメント
内外バランス	ダ・ヴィンチ	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント
国内株式	DIAM日本株式オープン<DC年金> (愛称:「技あり一本<DC年金>」)	アセットマネジメントOne
国内株式	DC・ダイワ・トピックス・インデックス	大和証券投資信託委託
国内株式	株式インデックス225	野村アセット マネジメント
国内債券	DC日本債券インデックス・オープン	三井住友トラスト・ アセットマネジメント

元本確保型の商品（定期預金）

(商品分類)	(商品名)	(商品提供会社)
定期預金	<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金1年	秋田銀行
定期預金	<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金3年	秋田銀行

- 本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定する「運用の方法に関する情報の提供」に資する商品説明資料として秋田銀行または運用会社から提供された最新の情報に基づき、秋田銀行が作成したものであり、当該商品の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料に掲載の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。
- 確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定する内容のうち運用商品の内容等に関する説明は、本資料の他、別冊の「運用商品説明書」に記載しています。
- 商品を選択するにあたっては、必ず本資料と別冊の「運用商品説明書」をあわせてご覧になり、各商品の内容（特徴、仕組み、リスク等）をご確認したうえで、ご自身で投資判断を行なっていただきますようお願い申し上げます。
- 運用商品に関する実績データは、毎月中旬に更新しています。
最新版が必要な場合は、当行ホームページ (<http://www.akita-bank.co.jp>) をご覧いただくか、もしくはお近くの秋田銀行本支店窓口または本部確定拠出年金担当（電話018-863-1212）までお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

秋田銀行個人型プラン 運用商品ラインナップ

秋田銀行は、運営管理機関としての専門的知見に基づいて、以下のとおり運用商品を選定しました。

加入申込の際には、下表から運用商品を選択のうえ、「個人型年金加入申出書」または「個人別管理資産移換依頼書」にて運用割合をご指定ください。

商品分類		商品名	商品の概要
元本確保型以外の商品	投資信託	内外株式	ひふみプラス 本ファンドは、国内外の市場価値が割安と考えられる銘柄を個別して長期的に投資を行います。また実質的に信託財産の総額の50%までを現金等を保有できる仕組みにしており、株式の組入比率を柔軟に変化させることで資産を守りながら増やす運用を行います。
		内外バランス	トレンド・アロケーション・オープン 本ファンドは、世界各国の多様な資産への分散投資と、環境に応じた資産配分の見直しにより、安定的な収益の確保を目指すアクティブ運用のバランス型ファンドです。実質的な運用は分散投資の手法で長年培われた運用・調査ノウハウを活用するアリアンツ・グローバル・インベスターズによって行われます。
		海外債券	高金利先進国債券オープン（資産成長型） （愛称：月桂樹（資産成長型）） 本ファンドは信用力が高く、相対的に金利が高いソブリン債を中心に投資することにより、安定的な収益の確保を目指す債券ファンドです。為替ヘッジは原則として行いません。
		海外株式	DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式 本ファンドは、日本を除く世界主要先進国の個別企業の成長に投資するものです。運用は、米国の運用会社であるパトナムへ委託することにより行われており、米国ボストンで集中的に行っています。為替ヘッジは原則として行いません。
		内外バランス	ダ・ヴィンチ 本ファンドは、日本を含む先進国の株式・債券の指数と短期金融商品に分散投資するものです。運用は主にニューヨークで行われており、コンピュータモデルを用いて資産配分の比率や株式・債券・通貨への国別配分への変更を行います。為替は基本的に100%ヘッジします。
		国内株式	DIAM日本株式オープン<DC年金> （愛称「技あり一本」<DC年金>） 本ファンドは、日本の個別企業の成長に投資するものです。運用は10数名のアナリストが作り上げたモデルポートフォリオを基に、ファンドマネージャーが最終的に組入銘柄を決定するチーム運用です。個別銘柄の選定にあたっては、企業訪問による実査報告を重視しています。
		国内株式	DCダイワ・トピックス・インデックス 本ファンドは、東証一部上場企業の成長に投資するものです。投資成果を東証株価指数（TOPIX）の動きにできるだけ連動させるため、東証一部上場企業銘柄のうち流動性上位の1,200銘柄程度を投資対象としています。
		国内株式	株式インデックス225 本ファンドは、日経平均株価（日経225）に採用されている225社の成長に投資するものです。投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、投資不適格銘柄を除いた220銘柄程度に等株数投資を行っています。
		国内債券	DC日本債券インデックス・オープン 本ファンドは、日本の債券に投資するものです。運用は三井住友信託銀行からの投資助言に基づき、運用成果をNOMURA-BPI（野村證券が開発した指数で、国内で発行された公募利付債券の流通市場全体の動向を表します。）の動きにできるだけ連動させることを目指します。
元本確保型の商品	預金	定期預金	<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金 1年 商品性は、一般になじみの深い、<あきぎん> スーパー定期預金と同様です。 適用利率はスーパー定期預金1年および3年の基準金利と同率です。
		定期預金	<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金 3年

*本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定する運用の方法に関する情報提供に資する商品説明資料として、株式会社秋田銀行が作成したものです。内容については、今後変更される場合があります。

*確定拠出年金第24条および政省令に規定する内容のうち、運用商品の内容等については、別冊の「運用商品説明資料」にも掲載しています。

「DC」は「Defined Contribution」の略称であり、「確定拠出年金」を意味します。

選定理由	商品提供会社	手数料等（税込）		
		お申込手数料	信託報酬(税込)	信託留保額
当社は、2003年の設立以降、国内外の年金（助言含む）運用の実績があります。割安と考えられる銘柄に長期的に投資を行い、また株式の組入比率を柔軟に変化させることで守りながら増やす「ひふみプラス」は長期投資を行う商品として適当です。	レオス・ キャピタルワークス	ありません	純資産総額 に対して 上限年 1.0584%	ありません
実質的な運用を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズは、世界的規模の保険グループであり、当社はグループの一員として豊富なノウハウと充実した管理体制を有しています。世界各国の株式や債券等に分散投資をすることで安定的な収益獲得を目指すファンドであり、長期投資を行う商品として適当です。	三菱UFJ国際投信	ありません	純資産総額 に対して 年 1.1704%	ありません
当社は、アジアに拠点を置いてグローバルに展開し、個人投資家から機関投資家まで、さまざまなお客様に商品を提供する運用会社です。流動性、信用力、金利や為替の方向性などを踏まえ、市場環境の変化に応じて投資国を入れ替え、安定した収益の確保を目指す月桂樹は長期投資を行う商品として適当です。	日興アセット マネジメント	ありません	純資産総額 に対して 年 1.32944%	ありません
パトナムは米国を代表する資産運用会社であり、各分野の専門家グループからなる強固なネットワークに支えられたチーム運用には定評があります。パトナムの運用体制およびそれを監視する当社の管理体制も充実しており、長期投資を行うファンドとして適当です。	ニッセイアセット マネジメント	ありません	純資産総額 に対して 年 1.944%	ありません
ゴールドマン・サックス・グループは、世界的規模の投資銀行グループであり、当社はグループの一員として豊富な運用ノウハウを有しています。リスク管理体制も充実しており、長期投資を行う商品として適当です。	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	ありません	純資産総額 に対して 年 2.16%	ありません
当社は第一生命および日本興業銀行から継承した年金運用において長年の実績があります。年金運用で培った個別企業の調査を重視する運用手法は確立されており、今後も一貫した運用が期待できることから、長期投資を行う商品として適当です。	アセットマネジメントOne	ありません	純資産総額 に対して 年 1.6632%	ご売却約定日の 基準価格の0.3%
TOPIX に連動した運用成績を目指すという運用のわかりやすさから本ファンドを選定します。確固たる運用プロセスが確立されており、運用会社としての経営基盤・リスク管理体制も充実しており、長期投資を行う商品として適当です。	大和投資信託委託	ありません	純資産総額 に対して 年 0.6696%	ありません
一般になじみの深い日経平均株価に連動した運用成果を目指すという運用のわかりやすさから本ファンドを選定します。確固たる運用プロセスが確立されており、運用会社としての経営基盤・リスク管理体制も充実して行う商品として適当です。	野村アセット マネジメント	ありません	純資産総額 に対して 年 0.6696%	ありません
三井住友信託銀行は、わが国有数の年金受託会社であり、日本の債券のバックアップ運用には定評があります。当社は母体三井住友信託銀行の全面的バックアップを背景に運用会社としての経営基盤も安定しており、長期投資を行う商品として適当です。	三井住友トラスト・ アセットマネジメント	ありません	純資産総額 に対して 年 0.486%	ありません
主要外部格付機関の格付は上位を得ており、商品提供会社としての信用力は十分です。今後とも安定した商品提供が可能であり、中途解約を行った場合でも元本割れにならないなど、安全性の高い資産運用が可能であることから、法令上の元本確保型商品として選定します。	秋田銀行	ありません	ありません	ありません
	秋田銀行	ありません	ありません	ありません

*運用商品の選定にあたっては、別冊の「運用商品説明資料」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴や仕組みを十分にご理解いただいたうえ、お選びください。

ひふみプラス

投資信託協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行いません。

2.主要投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)に投資するひふみ投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2012年5月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

毎年9月30日(ただし、9月30日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額に対して下記に記載の率を乗じて得た額(信託報酬)とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。日々計算されて、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。運用管理費用の配分は、純資産総額に応じて次のとおりとします。(下段は税抜です)

単位：%(年率)

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円まで	0.49140	0.49140	0.07560	1.05840
	(0.45500)	(0.45500)	(0.07000)	(0.98000)
500億円を超える部分	0.43740	0.43740	0.07560	0.95040
	(0.40500)	(0.40500)	(0.07000)	(0.88000)
1000億円を超える部分	0.38340	0.38340	0.07560	0.84240
	(0.35500)	(0.35500)	(0.07000)	(0.78000)

10.信託報酬以外のコスト

[監査費用]

信託財産の純資産総額に対して年0.0054%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額(なお、上限を年間86.4万円(税抜80万円)とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。)。日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに「ひふみ年金」の信託財産から支払われます。

[その他費用・手数料]

組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

販売会社が定める料率とします。

14.ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

ひふみプラス

投資信託協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

当ファンドは、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客様(受益者)の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

レオス・キャピタルワークス株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

[株価変動リスク]

○当ファンドは、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]

○有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

○有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなる、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]

○外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[資産の流出によるリスク]

○一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならぬことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

○投資対象とする「ひふみ投信マザーファンド」において、当ファンド以外のペビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

《その他の留意点》

○市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

○コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

○換金性が制限される場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、レオス・キャピタルワークス株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の業績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
信託財産の成長をめざして運用を行います。

【ファンドの特色】
世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。

当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ(以下「アリアンツGI」といいます。)が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」(以下「DMAPF」といいます。)に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

DMAPFでは、先進国の国債*1に投資を行うとともに、世界各国のETF等*2を利用することで、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。また、組入比率の調整を目的として、世界各国の先物取引も利用します。

*1 先進国の国債とは、世界銀行の分類を参考に、アリアンツGIが「先進国」と定義した国の国債をいいます。

*2 ETF等とは、投資成果または償還価額等が金融指標その他の指標等に連動することを目的とする投資信託証券、受益証券発行信託の受益証券および債券で、金融商品取引所に上場されているものをいいます。

安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

機動的な分散投資の手法で高い専門性を有するアリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用します。当戦略は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長をめざします。

為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

為替ヘッジは、DMAPFにて行います。

※一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジを行うことがあります。そのため、完全には為替変動リスクを排除することはできません。

※＜ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について＞
「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」は、①市場サイクル分析に基づく基本戦略「基本資産配分(トレンド・アロケーション)」に加え、②運用チームによる補完戦略「基本資産配分に対する微調整(タクティカル・アセット・アロケーション)」、③リスク管理戦略「下落リスクへの対応(ダウンサイド・リスク・マネジメント)」の3つの戦略により構成されています。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

ファンド・オブ・ファンズ方式により、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2012年3月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・設定日から5年を経過した日以降においてファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

①当ファンド
信託財産の純資産総額×**年率0.6804%(税抜 年率0.6300%)**
内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3000%	年率0.3000%	年率0.0300%

②投資対象とする投資信託証券
投資対象ファンドの純資産総額に対して、**年率0.49%程度**

③実質的な負担(①+②)
当ファンドの純資産総額に対して、**年率1.1704%程度(税抜 年率1.1200%程度)**

10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)信託報酬以外のコストについては、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
(主なりリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

- ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建ている先物取引の価格が下落した場合、または売建ている先物取引の価格が上昇した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建ている先物取引の価格下落と、売建ている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。

② 金利変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③ 為替変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジ（一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジ）を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

④ 信用リスク(デフォルト・リスク)

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

⑤ カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

⑦ カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

a. 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

b. ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該ファンドは繰上償還されます。また、ファンドについて、設定日から5年を経過した日以降において受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

高金利先進国債券オープン(資産成長型) (愛称：月桂樹(資産成長型))

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・主として、ソブリン債(国債、州政府債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等をいいます。)や社債等を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象とする投資信託証券の概要>

- ◆「高利回り先進国債券ファンド クラスA」
- ・世界のソブリン債(国債、地方政府債、政府機関債、政府保証債、国際機関債をいいます。)や社債、コマーシャル・ペーパーなどを主要投資対象とします。
- ・経済協力開発機構(OECD)加盟国の中から信用力が高く、金利水準が相対的に高い国の公社債に投資を行ないます。
- ・投資対象通貨は、必要に応じて適宜見直します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ◆「マネー・オープン・マザーファンド」
- ・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

- 投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・「高利回り先進国債券ファンド クラスA」
 - ・「マネー・オープン・マザーファンド」

3.主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2008年11月12日

6.信託期間

2023年7月10日まで

7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

- ・当ファンド
 - 純資産総額に対して年0.82944%(税抜0.768%)
 - ・投資対象とする投資信託証券
 - 純資産総額に対して年0.5%程度
 - ・実質的負担
 - 純資産総額に対して年1.32944%(税抜1.268%)程度
- 当ファンドの信託報酬の内訳：配分は販売会社毎の純資産総額によって異なります。
- | | |
|------|---------------|
| 委託会社 | 0.018%~0.133% |
| 受託会社 | 0.035% |
| 販売会社 | 0.600~0.715% |
- ※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。
- ※受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更新などにより変動します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

高金利先進国債券オープン(資産成長型) (愛称：月桂樹(資産成長型))

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として7月10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は、10,000で除して下さい。

22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図などを行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

高金利先進国債券オープン(資産成長型) (愛称：月桂樹(資産成長型))

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. 信用リスク

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- (1) 主としてニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行います。
- (2) MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。
- (3) 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。
- (4) 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行います。
- (5) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
(マザーファンドは、日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行います。)

3. 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (8) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)

5. 信託設定日

2001年11月30日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1) この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (2) やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年12月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率1.944%(税抜1.8%)を乗じた額
内訳(税抜):
委託会社 年率0.95%
受託会社 年率0.10%
販売会社 年率0.75%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

- (1) ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません。
- (2) 証券取引所()の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付した申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。「DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

(1) 株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

原則として対円で為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

(3) 流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(4) 短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(5) ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

() 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。「DCニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ダ・ヴィンチ

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 本ファンドはダ・ヴィンチ マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて、日本を含む先進国を中心とした世界の株式、債券と円短期金融商品に分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 為替は100%円ヘッジを基本としています。
- 機動的に資産間配分比率、株式・債券・通貨の国別配分比率の変更を行い、収益の向上を目指します。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルに基づき運用を行います。

2.主要投資対象

ダ・ヴィンチ マザーファンド
(マザーファンドは、日本を含む世界各国の株式・債券および円短期金融商品を主要投資対象とします。株式先物・債券先物取引等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク

MSCIワールド・インデックス(円ヘッジ)40% + JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ)40% + 円1ヵ月 LIBOR20%

5.信託設定日

1996年9月27日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。

8.決算日

毎年9月14日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率**2.16%(税抜2%)**
(300億円未満の部分：委託会社1.026%(税抜0.95%)、受託会社0.108%(税抜0.1%)、販売会社1.026%(税抜0.95%)、
300億円以上の部分：委託会社0.864%(税抜0.8%)、受託会社0.108%(税抜0.1%)、販売会社1.188%(税抜1.1%))

10.信託報酬以外のコスト

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)については、委託会社は、その支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。その他にも、有価証券の売買手数料、税金等が差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額。

15.信託財産留保額

ありません。

「ダ・ヴィンチ」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ダ・ヴィンチ

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

毎決算時（毎年9月14日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として収益分配方針に基づいて、収益の分配を行います。収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22. 委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1. 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、株式への投資を行いますので、本ファンドの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

3. 為替リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行って為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります(ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上を目指す目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

25. ファンドの留意点等

本ファンドを確定拠出年金以外でご購入される場合は、上記と取扱が異なる場合があります。

「ダ・ヴィンチ」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DIAM日本株式オープン<DC年金>(愛称「技あり一本<DC年金>」)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

当ファンドは信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2.投資態度

主としてDLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンドに投資し、東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとしてそれを中長期的に上回ることをめざして運用を行います。主に日本の上場株式へ実質的に投資し、中長期的に安定した超過収益の積み上げをめざします。

(参考)「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」の投資方針

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2.投資態度

①わが国の上場株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)を中長期的に上回ることをめざして運用を行います。
②企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うことを原則とします。
③銘柄選択は運用担当者自ら会社訪問を行ない、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入銘柄を決定します。

1)各種経済指標・金融指標等の分析結果に基づき、国内の経済環境見通しおよび市場見通し、ならびにポートフォリオの基本スタンスを協議・策定します。

2)主に組入候補銘柄群(全上場株式の中から、大型株と中小型株をセクター間の偏りを調整しつつ約800銘柄選定します。)を対象として、運用担当者および調査担当アナリストは、企業訪問活動・その他の活動によって得られた情報に基づき、企業の収益性・財務内容の面から調査・分析活動を行います。

- ・大型株…時価総額および信用度を基準としてスクリーニングします。
- ・中小型株…大型株以外の銘柄の中から、中長期成長力にフォーカスし、流動性を勘案しつつ選定します。

3)運用担当者は、2)により得られたファンダメンタルズ情報に基づき、短期的・中長期的な視点で株価への織込み度合い等から独自にレーティングし、バリュエーション評価を行ったうえ、組入銘柄を選出します。

4)3)により選出された組入銘柄を、当社独自に細分化したサブ・セクターに分散して運用指図を行います。

5)運用担当者は、日次・週次のペースで、ポートフォリオのリスクをウォッチし、必要に応じてリスクのコントロールを行い、適宜ポートフォリオの見直しを行います。

2.主要投資対象

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

(マザーファンドは、わが国の上場株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX)

※東証株価指数(TOPIX)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所第1部に上場されている全ての株式の時価総額を加重平均し、指数化したものです。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

5.信託設定日

2001/10/1

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。

- ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・受益者のために有利であると認めるとき。
- ・やむを得ない事情が発生したとき。

8.決算日

毎年6月11日(休業日の場合は翌営業日)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DIAM日本株式オープン<DC年金>(愛称「技あり一本<DC年金>」)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DIAM日本株式オープン<DC年金>(愛称「技あり一本<DC年金>」)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.6632%(税抜1.54%)
内訳(税抜)
委託会社：年率0.56%
販売会社：年率0.88%
受託会社：年率0.10%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の基準価額

13.お申 hands 手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15.信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DIAM日本株式オープン<DC年金>(愛称「技あり一本<DC年金>」)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DIAM日本株式オープン＜DC年金＞（愛称「技あり一本＜DC年金＞」）

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因

1. 株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、中小型株式等に投資をする場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

2. 個別銘柄選択リスク

個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。当ファンドでは、ボトムアップ・アプローチに基づく個別銘柄の選択により超過収益を積み上げることが目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。

3. 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

4. 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DIAM日本株式オープン＜DC年金＞（愛称「技あり一本＜DC年金＞」）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

DC・ダイワ・トピックス・インデックス(確定拠出年金専用ファンド)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

トピックス・インデックス・マザーファンドの投資方針
投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。
イ. 投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行います。
ロ. ポートフォリオは、東証株価指数における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数との連動性を維持するよう構築します。
ハ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

2.主要投資対象

トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券
※トピックス・インデックス・マザーファンドは、東京証券取引所第一部上場株式(上場予定を含みます。)を投資対象とします。

3.主な投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
②外貨建資産への投資は、行ないません。

4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX)

5.信託設定日

2001年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年11月30日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.6696%(税抜0.62%)

内訳:委託会社 年率0.216%(税抜0.20%)

販売会社 年率0.3888%(税抜0.36%)

受託会社 年率0.0648%(税抜0.06%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準

価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンド

の管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対

価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
(※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年11月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱できない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利、ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なうことができます。

DC・ダイワ・トピックス・インデックス(確定拠出年金専用ファンド)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

大和証券投資信託委託株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行ないます)
再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の動きに関する留意点

東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

(a)指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること

(b)運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担

(c)株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致

(d)指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致

(e)株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)

(f)株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響

(g)株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響

(h)指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和証券投資信託委託株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利、ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なうことができます。

株式インデックス225

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

投資成果を日経平均株価にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ・原則として、投資対象銘柄(日経平均株価に採用されている銘柄)のうち200銘柄以上に等株数投資。
- ・設定・解約などの資金の流入に伴う売買は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄に等株数投資できる金額となるまで行なわないこととし、それまでは余裕資金運用部分で対応。
- ・株式の組入比率は高位を維持。

2.主要投資対象

わが国金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

日経平均株価(日経225)
日経平均株価(日経225)とは、日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。日経平均株価(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

5.信託設定日

1987年2月18日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.6696%(税抜年0.62%)以内の率を乗じて得た額

2017年5月10日現在 年0.6696%(税抜年0.62%)

内訳(税抜)：委託会社 年 0.27%、受託会社 年 0.05%、販売会社 年 0.30%

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

株式インデックス225

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

株式会社りそな銀行
再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

DC日本債券インデックス・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

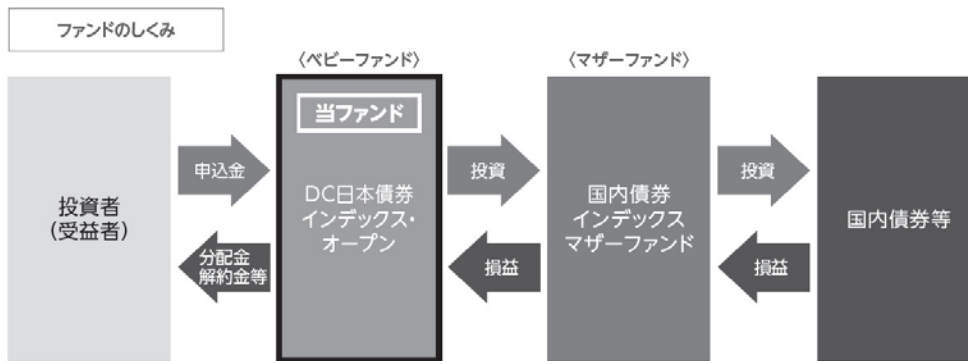
1. 投資方針

■ファンドの目的

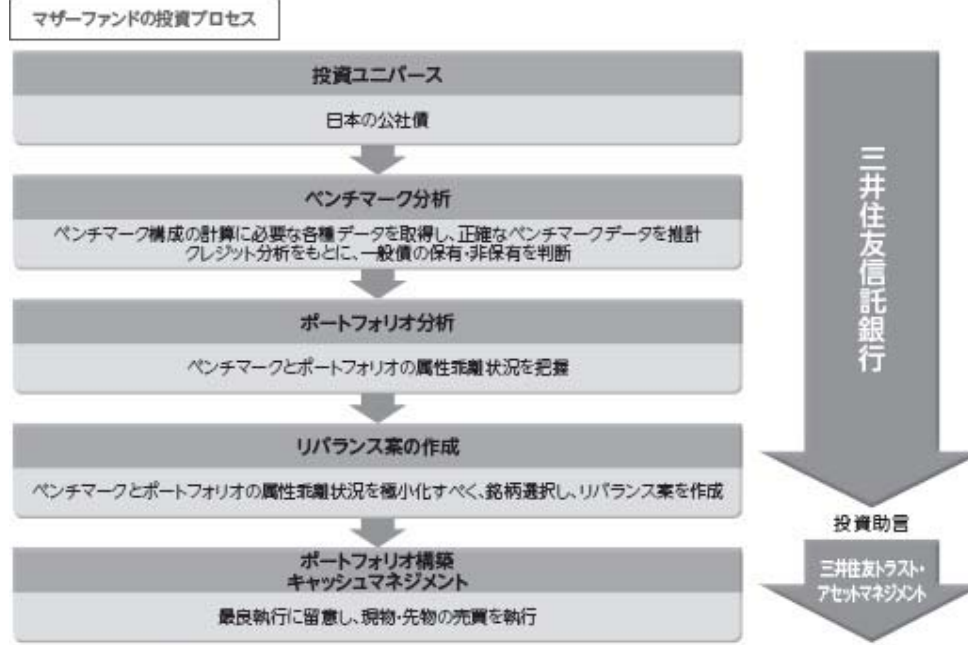
わが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果を目指します。

■ファンドの特色

わが国の公社債を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

- 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 「DC日本債券インデックス・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC日本債券インデックス・オープン

投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

国内債券インデクスマザーファンド

3. 主な投資制限

・外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

NOMURA-BPI 総合

5. 信託設定日

2001年10月1日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が5億口を下回るようになった場合
- ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年9月30日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.486%（税抜0.45%）

■内訳

委託会社：年率0.1404%（税抜0.13%）

販売会社：年率0.3024%（税抜0.28%）

受託会社：年率0.0432%（税抜0.04%）

10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等はその都度（監査費用は日々）、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC日本債券インデックス・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書（関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております）

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC日本債券インデックス・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※NOMURA-BPI 総合とは、野村証券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC日本債券インデックス・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金 1年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期にわたり安定した運用が可能です。

2. 商品提供金融機関

株式会社 秋田銀行

3. お預入の対象者

確定拠出年金制度の加入者の方が対象となります。
(ただし、預金名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

4. お預入の期間

1年(満期日は預入日の1年後の応当日です。)

5. 適用金利

預入時の秋田銀行のスーパー定期預金(1年)の店頭表示金利を適用します。預入時の金利は満期日まで変わらない固定金利です。

6. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組み入れて同一期間の確定拠出年金専用定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

7. 利息計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、半年複利で利息を計算します。

8. お預入れ時の取扱い

確定拠出年金制度における拠出、預替え、移換等による資産について1円以上1円単位で預入れができます。

9. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として同一期間の定期預金に自動継続いたします。
利率は満期日時点の利率を適用します。

10. 利息に対する課税

非課税となります。

11. お支払い時の取扱い

確定拠出年金法および国民年金基金連合会の個人型年金規約に基づいた事由(給付、預替え、脱退、移換)により払い戻しいたします。複数の預金明細があり、預替え等で支払う場合は、支払時からみて満期日が早く到来するものから順に支払いを行います。

12. 一部解約

随時可能です。ただし、満期前での解約の場合は中途解約利率を適用します。

13. 中途解約利率

満期前に解約する場合は、実際のお預入れ期間に応じ、次の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨)を適用します。

預入期間	中途解約利率
6か月未満	普通預金利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%

ただし、中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

14. 手数料

預金の入出金に関する手数料はいただきません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関(NRKネットワーク)により計算・管理されています。

16. セーフティネットの有無

本商品は預金保険の対象です。
当行へ預入の預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

秋田銀行に本商品以外の預金がある場合は、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護されます。

なお、決済用預金(*)に該当する預金(決済用預金、当座預金、別段預金の一部)は、これとは別に全額が保護されます。

(*) 決済用預金とは、預金保険法により「無利息(利息がつかない)」「要求払い(いつでも払戻ができる)」「決済サービス(口座振替等)を提供できること」の3要件を満たす預金と定められています。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申出のない限り、預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組み入れて自動継続します。

また預入期間の途中で解約した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。
商品提供金融機関(秋田銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されない可能性があります。

<あきぎん> 確定拠出年金専用定期預金 3年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期にわたり安定した運用が可能です。

2. 商品提供金融機関

株式会社 秋田銀行

3. お預入の対象者

確定拠出年金制度の加入者の方が対象となります。
(ただし、預金名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

4. お預入の期間

3年(満期日は預入日の3年後の応当日です。)

5. 適用金利

預入時の秋田銀行のスーパー定期預金(3年)の店頭表示金利を適用します。預入時の金利は満期日まで変わらない固定金利です。

6. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組み入れて同一期間の確定拠出年金専用定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

7. 利息計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、半年複利で利息を計算します。

8. お預入れ時の取扱い

確定拠出年金制度における拠出、預替え、移換等による資産について1円以上1円単位で預入れができます。

9. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として同一期間の定期預金に自動継続いたします。
利率は満期日時時点の利率を適用します。

10. 利息に対する課税

非課税となります。

11. お支払い時の取扱い

確定拠出年金法および国民年金基金連合会の個人型年金規約に基づいた事由(給付、預替え、脱退、移換)により払い戻しいたします。複数の預金明細があり、預替え等で支払う場合は、支払時からみて満期日が早く到来するものから順に支払いを行います。

12. 一部解約

随時可能です。ただし、満期前での解約の場合は中途解約利率を適用します。

13. 中途解約利率

満期前に解約する場合は、実際のお預入れ期間に応じ、次の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨)を適用します。

預入期間	中途解約利率
6か月未満	普通預金利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%
1年以上 3年未満	約定利率×70%

ただし、中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。

14. 手数料

預金の入出金に関する手数料はいただきません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関(NRKネットワーク)により計算・管理されています。

16. セーフティネットの有無

本商品は預金保険の対象です。
当行へ預入の預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

秋田銀行に本商品以外の預金がある場合は、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護されます。

なお、決済用預金(*)に該当する預金(決済用預金、当座預金、別段預金の一部)は、これとは別に全額が保護されます。

(*) 決済用預金とは、預金保険法により「無利息(利息がつかない)」「要求払い(いつでも払戻ができる)」「決済サービス(口座振替等)を提供できること」の3要件を満たす預金と定められています。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申出のない限り、預入日(または継続日)から3年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組み入れて自動継続します。

また預入期間の途中で解約した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関(秋田銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されない可能性があります。